

情 個 審 第 3 5 号

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 2 2 年 1 月 2 7 日付け用諮問第 2 号で諮問のありました下記事案について，別紙のとおり答申します。

記

「不動産侵奪に関する文書」不開示決定（不存在）に係る異議申立事案

（情報公開諮問第 1 4 8 号）

（情報公開答申第 1 2 7 号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

平成21年10月20日、異議申立人4名(以下「異議申立人」という。)は、茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、茨城県知事(以下「実施機関」という。)に対して、次の内容の行政文書の開示を請求した。

(1) 別紙案内の がドロボウ母親の からの聴取であるとして裁判所に提出した陳述書によれば、 ・ のドロボウ両親が A を自宅敷地にした経緯は不動産侵奪であった事実を自白した上でさらに不動産侵奪していた A の土地を県当局に盗品売買した事実も自白している現実の事実を県当局として が陳述している不動産侵奪の経緯並びに不動産侵奪した A の土地の盗品売買の自白は虚偽であるとの行政文書を県当局が有するならばその文書の開示。(以下「請求1」という。)

(2) 別紙案内の「 線についての意見書」と題する県意見書の証拠文言によれば県は 線の道路拡幅において拡幅用地として整備した土地は B を分筆した C ・D・Eの土地ではなく A の土地を自宅敷地に不動産侵奪していた 並びに のドロボウ夫婦との盗品売買であることを承知の上で A の土地を拡幅用地として整備した経緯を自白している盗品売買の事実を否定でき得る県当局としての行政文書が存在するならば、その行政文書の開示。(以下「請求2」という。)

### 2 実施機関の決定及び通知

平成21年11月4日、実施機関は、請求1及び請求2に係る行政文書については、いずれも存在しないとして、不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成21年11月16日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

筑西市 字 A の土地(以下「 A の土地」という。)の占有開始は、盗品売買ではなく、善意で平穏な占有の開始であったことを疎明できる行政文書の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、県道 線における「行政財産の管理を怠る事実」に関する住民監査請求をしており、平成 年 月 日付けで監査結果通知がなされている。

監査結果通知書では、県は昭和31年及び昭和60年に県道用地として、県道沿いの場所に筑西市 字 C , D 及び E の土地(以下それぞれ「 C の土地」、「 D の土地」、「 E の土地」という。)が存在するとの認識のもと土地を買収したが、最高裁決定等により、県が県道の道路敷地として占有している土地は、 A の土地の一部であるとされ、 A の土地はこれまで道路敷地として「平穏な占有」を行ってきたことから、その所有権は、県の時効取得が認められたとされている。

このことに対して、異議申立人は A の土地の取得は盗品売買ではないことを証明できる文書の開示を求めたところ、県は文書不存在を理由とした不開示決定処分をし、このことは上記監査結果と矛盾するため、異議申立てを行った。

(2) 県において、 A の土地を らとの盗品売買で不法占有しているのではないことを疎明できる行政文書が不存在であるとする、県は、当該土地を盗品売買での占有開始であったことを認めることになる。

A の土地の取得は、盗品売買での取得ではなかったことができる証明はなく、異議申立人をだますことはできない。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書及び諮問庁補足意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

#### 1 請求1に係る行政文書について

異議申立人は、請求 1 において、 A の土地につき、異議申立人のうち 1 名が県並びに 及び に対し、その所有権を有することの確認を求めるとともに、所有権に基づき、明渡しを求めて提起した裁判の過程で、 及び の子である が提出した陳述書によれば、 及び が A の土地を自宅敷地にした経緯は不動産侵奪であった事実を自白した上で、さらに当該土地を県に盗品売買した事実も自白しているとしている。

しかし、陳述書には、 が筑西市 字 B の土地（以下「 B の土地」という。）を取得した経過等が記載してあるのみであり、異議申立人が主張する不動産侵奪及び盗品売買を行ったことを自白している文書であるとは判断できない。

また、 らが不動産侵奪及び盗品売買等の犯罪行為を行った事実はないため、県が警察等の捜査機関に対して作成した文書は存在せず、捜査機関が作成した文書も取得していない。

したがって、 及び が A の土地を不動産侵奪した事実及び当該土地の盗品売買を行った事実はないことから、県はこれらの事実が虚偽であるとする行政文書を作成又は取得していないため、請求 1 に係る行政文書は実際に存在しない。

## 2 請求 2 に係る行政文書について

異議申立人は、請求 2 において引用している「 線についての意見書」によれば、県が県道 線の道路拡幅用地として整備した土地は、 B の土地を分筆した C の土地、 D の土地、 E の土地ではなく、 A の土地を自宅敷地に不動産侵奪していた 及び との盗品売買であることを承知の上で、当該土地を拡幅用地として整備した経緯を自白しているとしている。

しかし、意見書には、県下館土木事務所長が買収した土地の状況や仮に買収した土地の一部が A の土地であっても、時効を援用することが記載されているのみであり、 A の土地を 及び

が不動産侵奪し、さらに県は盗品売買であることを承知した上で、道路として拡幅したということは判断できない。

また、県が県道敷地として取得した土地が、不動産侵奪及び盗品売買等であった事実はないため、県が警察等の捜査機関に対して作成した文書は存在せず、捜査機関が作成した文書も取得していない。

したがって、県が A の土地を盗品売買したという事実はないことから、これを否定する行政文書を作成又は取得していないため、請求 2

に係る行政文書は実際に存在しない。

- 3 異議申立人は、県は A の土地を「平穏な占有」による時効取得で取得したのであるから、その占有開始は、盗品売買や不法占有によるものではないとする文書を県は保有しているべきであるとしている。

しかし、県は、当該土地を道路敷地として整備するために、不動産侵奪していた者から盗品売買で買い受けた事実は一切ないことから、当該土地の占有開始が盗品売買や不法占有ではないとする文書を保有する必要がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

- 1 A の土地について  
A の土地について、当審査会において実施機関に確認したところ、次のような説明があった。

昭和25年7月2日、 は、旧自作農創設特別措置法（昭和21年法律第43号）により、国（農林省）から B の土地の売渡しを受け、その時から A の土地を含む一帯を B の土地であると認識の上、所有の意思をもって平穏に占有していたところ、県は、昭和31年に、県道 線の道路敷地として、 B の土地から分筆された C の土地及び D の土地を同人が真実の所有者であると認識した上で、同人から買い上げている。

さらに、 が昭和58年に死亡し、妻である が上記分筆された後の B の土地を相続により取得し占有を継続していたところ、県は、昭和60年に、県道 線の道路敷地として、 B の土地から分筆された E の土地を同人が真実の所有者であると認識した上で、同人から買い上げている。

そして、県と らとの間の C の土地、 D の土地及び E の土地の買上げに関する土地売買契約書は、実施機関において現に保有している。

- 2 本件処分に係る具体的な判断

実施機関は、請求1に対しては、 及び が A の土地を不動産侵奪した事実及び当該土地の盗品売買を行った事実はないことから、県はこれらの事実が虚偽であるとする行政文書を作成又は取得していないため、請求1に係る行政文書は実際に存在しないと、また、

請求2に対しては、県が A の土地を盗品売買したという事実はないことから、これを否定する行政文書を作成又は取得していないため、請求2に係る行政文書は実際に存在しないとしている。

そこで、以下検討する。

実施機関の説明によると、上記1で述べたとおり、  
A の土地を含む一帯を B の土地であると認識の上、所有の意思をもって平穩に占有していたところ、県は、  
C の土地、 D の土地及び E の土地を同人らが真実の所有者であると認識した上で、県道として供用するため、買い上げたものであるということである。そうすると、県としては、当該土地に関連して、  
らとの間の土地買入れに関する売買契約書のほかに、異議申立人が開示請求書に示しているような文書を作成又は取得して保有する必要があるとは考えられないことから、請求1及び請求2に係る行政文書は実際に存在しないとする実施機関の主張に不自然な点や不合理な点は認められない。

したがって、開示請求に係る行政文書はいずれも保有していないとして実施機関が行った本件処分は、妥当であると判断する。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、開示請求に係る行政文書の開示・不開示の判断には関係がないものと判断する。

### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
平成22年	1月	28日	諮問	受理
平成22年	5月	21日	諮問庁意見書	受理
平成22年	6月	28日	異議申立人意見書	受理
平成22年	9月	17日	諮問庁補足意見書	受理
平成22年	10月	5日	異議申立人補足意見書	受理
平成23年	7月	11日	審査（平成23年度第3回審査会第二部会）	
平成23年	9月	6日	審査（平成23年度第4回審査会第二部会）	
平成23年	10月	27日	審査（平成23年度第5回審査会第二部会）	